二　厚生年金保険法の一部改正関係

1　従業員減少に係る掛金の一括拠出

事業主が、事業譲渡等を行い従業員を減少させる場合、当該減少に伴い他の事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該増加相当額を掛金として一括して拠出することとした。（厚生年金保険法第二七条及び第一三八条関係）

2　情報収集等業務の委託

厚生年金基金は、加入者等に関する記録等の情報収集等業務の全部又は一部を、企業年金連合会に委託することができることとした。（厚生年金保険法第一三〇条関係）

3　厚生年金基金が解散する場合における特例措置

年金給付等積立金が責任準備金相当額を下回っている厚生年金基金が一定の要件を満たして解散する場合、責任準備金相当額の特例、納付の猶予等の特例を、五年間の時限措置として認めることとした。（厚生年金保険法附則第三三条～第三五条関係）

三　確定給付企業年金法の一部改正関係

1　従業員減少に係る掛金の一括拠出

事業主が、事業譲渡等を行い従業員を減少させる場合、当該減少に伴い他の事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該増加相当額を掛金として一括して拠出することとした。（確定給付企業年金法第四条及び第七八条関係）

2　情報収集等業務の委託

確定給付企業年金を実施する実施事業所の事業主及び企業年金基金は、加入者等に関する記録等の情報収集等業務の全部又は一部を、企業年金連合会に委託することができることとした。（確定給付企業年金法第九三条関係）

四　確定拠出年金法の一部改正関係

1　企業型年金加入者の資格喪失年齢の引上げ関係

㈠　六〇歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定める場合にあっては、当該年齢に関する事項を企業型年金規約に定めることとし、当該年齢は六五歳以下の年齢とすることとした。（確定拠出年金法第三条第三項第六号及び第六号の二並びに第四条第一項第二号の二関係）

㈡　六〇歳に達した日以後引き続き厚生年金保険の被保険者である者のうち六〇歳に達した日の前日において企業型年金加入者であった者等について、企業型年金加入者とすることができることとした。（確定拠出年金法第九条関係）

㈢　六〇歳に達した日の属する月以後の期間は、通算加入者等期間に算入しないこととした。（確定拠出年金法第五四条及び第五四条の二関係）

2　企業型年金加入者による掛金の拠出関係

㈠　企業型年金加入者は、企業型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、企業型年金規約で定めるところにより、自ら掛金を拠出することができることとし、当該掛金の額は、企業型年金規約で定めるところにより、企業型年金加入者が決定し、又は変更することとした。（確定拠出年金法第一九条関係）

㈡　企業型年金加入者が掛金を拠出する場合にあっては、企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法その他その拠出に関する事項を企業型年金規約に定めることとし、当該規約においては、各企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額が当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を超えないように企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が定められていることとした。（確定拠出年金法第三条第三項第七号の二及び第四条第一項第三号の二関係）

㈢　企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、毎月の企業型年金加入者掛金を翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付することとした。（確定拠出年金法第二一条の二関係）

㈣　企業型年金加入者掛金の納付を行う事業主は、当該企業型年金加入者に対して通貨をもって給与を支払う場合においては、前月分の企業型年金加入者掛金を給与から控除することができることとし、事業主は、企業型年金加入者掛金を控除したときは、企業型年金加入者掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該企業型年金加入者に通知しなければならないこととした。（確定拠出年金法第二一条の三関係）

3　投資教育の継続的実施の明確化

事業主は、企業型年金加入者等が行う運用の指図に資するための必要な措置を講ずるに当たっては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させることができるよう配慮することとした。（確定拠出年金法第二二条第二項関係）

4　情報収集等業務の委託関係

㈠　事業主は、加入者等に関する記録等の情報の収集、整理又は分析の業務（以下「情報収集等業務」という。）の全部又は一部を、企業年金連合会に委託することができることとした。（確定拠出年金法第四八条の二関係）

㈡　企業年金連合会は、厚生年金保険法の規定による業務のほか、委託を受けて、情報収集等業務を行うことができることとした。（確定拠出年金法第四八条の三関係）

5　連合会移換者に係る給付

連合会移換者については、個人型年金加入者であった者とみなして、老齢給付金の支給を請求することなく七〇歳に達したときは、資産管理機関は、その者に、国民年金基金連合会の裁定に基づいて、老齢給付金を支給することとした。（確定拠出年金法第五五条及び第七三条の二関係）

6　脱退一時金の支給要件の緩和

企業型年金加入者の資格を喪失した後、そのまま個人型年金運用指図者となり二年を経過する等一定の要件を満たす者については、当分の間、脱退一時金の支給を請求することができることとした。（確定拠出年金法附則第三条関係）

五　六の2の政令で定める日から起算して三年を経過する日までの間において、国民年金について、徴収時効の過ぎた一定期間に係る後納保険料を本人の希望により納付することを可能とすることとした。

六　この法律は、公布の日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行することとした。

1　四の2　平成二四年一月一日

2　五　平成二四年一〇月一日までの間において政令で定める日

3　一の2　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

4　四の1、5及び6　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

◇原子力損害賠償支援機構法（法律第九四号）（内閣官房）

1　目的

原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三六年法律第一四七号。以下「賠償法」という。）第三条の規定により原子力事業者がその責めに任ずべき額が賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を確保するとともに電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　設立

機構を設立するには、三人以上の発起人が機構の定款を作成し、定款を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならないこととした。（第九条～第一三条関係）

3　運営委員会

機構に運営委員会を置き、委員八人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織し、資金援助及び負担金の額等の議決などの事項について、議決を行うこととした。（第一四条～第二二条関係）

4　役員等

機構に、役員として理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置くこととした。（第二三条～第三四条関係）